

I 認定こども園の役割

I-1 理念・基本方針

I-1- (1) 認定こども園の理念、事業の目的及び基本方針が周知されている。

● I-1-(1)-① 認定こども園の理念、事業の目的及び基本方針が職員に共有化されている。

【判断基準】

- a) 認定こども園の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 認定こども園の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 認定こども園の理念、事業の目的及び基本方針が職員に向けて明示されていない。

評価結果 A

【特記事項】「教育・保育理念」「こども園の理念・方針等」「事業計画」等を職員の入職時に配付し説明している。保護者には入園説明会の時や「園だより」で説明している。

I-2 他機関との連携

I-2- (1) 他の機関・団体等と連携する体制が整えられている。

● I-2-(1)-① 他の機関・団体等との協力関係が適切に図られている。

【判断基準】

- a) **教育・保育**を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義についてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) **教育・保育**を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義についてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) **教育・保育**を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義についてこども園の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「こども園の理念・方針等」が整備されており、障害幼児の事に関して市内の特別支援学校と連絡相談している。嘱託医が定期的に来園し、必要に応じて助言もいただいている。

I-3 認定こども園の社会的責任

I-3-1 (1) 地域社会における社会的な責任を因るための取り組みを行っている。

● I-3-(1)-① 認定こども園の専門機能等が地域で活用されるための取り組みをしている。

【判断基準】

- a) こども園の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するためのこども園としての方針が明文化されており、職員の共通認識を因る場が設けられている。
- b) こども園の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するためのこども園としての方針が明文化されているが、職員の共通認識を因る場が設けられていない。
- c) こども園の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するためのこども園としての方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】 マニュアル「教育・保育理念」「こども園の理念・方針等」が整備され、全職員に配布している。園のホームページに保育内容等について説明文を掲載している。入園希望保護者見学時に、子育て相談の実施もしている。AEDを園の入口に配置し万一の場合には地域住民も利用ができるようにしている。

I-3-1 (2) 保育の内容についての情報提供及び説明が適切に行われている。

● I-3-(2)-① 保育内容に関する情報の提供を行っている。

【判断基準】

- a) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等についてこども園の方針が明文化されており、情報提供のあり方についての職員の共通認識を因る場が設けられている。
- b) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について、こども園の方針が明文化されているが、情報提供のあり方について職員の共通認識を因る場が設けられていない。
- c) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等についてこども園の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】 「教育・保育理念」等にこども園の方針が明文化されている。保護者に連絡帳を活用し、園児送迎時今日一日のクラスや子どもの様子が分かるように文書、口頭で情報を伝えている。またエントランスの黒板にも必要な情報を掲示している。

● I-3-(2)-② 教育・保育の実施にあたり、保護者等に説明し、同意を得ている。

【判断基準】

- a) 入園に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 入園に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 入園に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】「こども園の理念・方針等」に重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されている。入園時に重要事項の説明を実施している。資料内容の説明は園長、主幹保育教諭、栄養士などが担当分野の説明を行う。

I-3-(3) 実習・体験学習の受け入れが適切に行われている。

● I-3-(3)-① 実習・体験学習の受け入れが適切に行われている。

【判断基準】

- a) 実習・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 実習・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 実習・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】実習生・体験学習の受け入れマニュアルが整備されている。実習生向けの事前説明用資料も整備されている。実習受け入れ等に関する記録は、実習生から報告書「保育園実習の学び」を提出してもらい、それを保管している。実習生の対応は主幹保育教諭と担当リーダーが行っている。

I-3-(4) ボランティアの受け入れが適切に行われている。

● I-3-(4)-① ボランティアの受け入れに関する基本的な考え方の共通認識が図られている。

【判断基準】

- a) ボランティア受け入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) ボランティア受け入れに関するマニュアル整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) ボランティア受け入れに関するマニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】ボランティア受け入れマニュアルが整備されている。入職希望者が見学を目的として1～2日ボランティア活動を行うこともある。園長、各担当クラスリーダーがボランティア担当者となり、対応を図っている。

II 認定こども園の運営

II-1 事業計画

II-1-1 (1) 保育の質の向上に向けた事業計画を策定している。

●II-1-1-1-① 保育の質の向上を目的とした中・長期的な計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けたこども園としての中・長期的な計画が策定されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育の質の向上に向けたこども園としての中・長期的な計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育の質の向上に向けたこども園としての中・長期的な計画が策定されていない。

評価結果 A

【特記事項】毎年度の事業計画書や中長期計画書を整備している。年度当初、全職員が集まる機会に、事業計画や中長期計画の計画の説明を行っている。

●II-1-1-1-② 中・長期的な計画に基づいて当該年度の事業計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 中・長期的な計画に基づいたこども園としての当該年度の事業計画が策定されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 中・長期的な計画に基づいたこども園としての当該年度の事業計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 中・長期的な計画に基づいたこども園としての当該年度の事業計画が策定されていない。

評価結果 A

【特記事項】毎年事業計画を整備している。当該年度の事業計画は毎年3月の時点で職員の意向を踏まえて作成し、新年度当初に職員に説明をしている。

II-2 体制及び責任

II-2-1 (1) こども園の運営が適切に行われている。

●II-2-1-1-① 認定こども園内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。

【判断基準】

- a) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】職務分掌表を毎年整備している。内容については3月の時点で、次年度の職務や行事について意向を全職員に聞き、新年度当初に職務分担表、年次行事計画の内容を全職員に説明している。

●Ⅱ-2-(1)-② 職務の引き継ぎが適切に行われている。

【判断基準】

- a) 引き継ぎについてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 引き継ぎについてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 引き継ぎについてこども園の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】引継ぎマニュアルが整備されている。園児の体調、行動等についての申し送りについてもマニュアル内に記述がある。新年度の入園進級時の引継ぎ、小学校入学への資料提供、連携についても記載し、内容の周知を図っている。

Ⅱ-3 経営状況の把握

Ⅱ-3-1 (1) 認定こども園の経営環境の変化等に適切に対応している。

●Ⅱ-3-(1)-① 認定こども園の経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) こども園の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握して改善に向けた取り組みを行い、かつ経営状況について職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) こども園の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握して改善に向けた取り組みを行っているが、経営状況について職員の共通認識を図る場は設けられていない。
- c) こども園の経営を取りまく環境や経営状況の分析的な把握も改善に向けた取り組みを行っていない。

評価結果 A

【特記事項】太田市内の人口推移データなどを基に今後の少子化の対応について調査している。毎月計理をしに外部の方に来園してもらい、経営分析・評価をしてもらい、必要に応じて職員会議等で情報を共有している。

II-4 人事管理

II-4-1 (1) 人事管理の体制が整備されている。

●II-4-1-1-① 保育の質を担保するための必要な人材に関するプランが確立している。

【判断基準】

- a) 保育の質を担保する上で必要な人材を確保するための方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育の質を担保する上で必要な人材を確保するための方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育の質を担保する上で必要な人材を確保するための方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】職務分担表を作成・配布し、各職員の役割分担を明確にしている。職員に個人目標計画書を作成してもらい、自己評価を行っている。

●II-4-1-1-② 人事考課が明確かつ客観的な基準により行われている。

【判断基準】

- a) 人事考課に関する客観的な基準についての考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 人事考課に関する客観的な基準についての考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 人事考課に関する客観的な基準についての考え方が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】職員に個人目標計画書を提出してもらい、それを基に必要に応じて上位者と職員との間で業務管理に関する面談を実施し、基準に合わせた人事考課を実施している。

II-4-1 (2) 職員の就業環境に配慮がなされている。

●II-4-1-2-① 職員の就業環境や意向を把握し職員をサポートする仕組みが構築されている。

【判断基準】

- a) 職員の就業環境を把握するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 職員の就業環境を把握するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 職員の就業環境を把握するマニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】就業規則が整備されている。有給休暇の取得は職員平均年9.2日位となっている。時間外労働が発生しないように全職員で業務連携を図っている。安全衛生管理面からも働きやすい職場作りに繋げていくために、家族心理士に来園してもらい、職員に対してカウンセリングを実施している。

●Ⅱ-4-(2)-② 福利厚生事業に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職員の福利厚生に関する方針が明示されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 職員の福利厚生に関する方針が明示されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 職員の福利厚生に関する方針が明示されていない。

評価結果 A

【特記事項】県の共済事業に加入することで退職金制度が活用できる体制となっている。就業規則に福利厚生に関する項目を記載し、全職員に説明している。福利厚生の一環として職員向けの誕生会や食事会を開催している。太田市内保育園合同の職員研修も実施し、園側で研修費用の補助等も行っている。また、予防接種や免許更新等の費用を一部負担している。

III 保育の内容

III-1 子どもの権利擁護

III-1-1 (1) 子どもの人権に配慮している。

●III-1-1-① 子どもの最善の利益について共通認識を図る体制ができている。

【判断基準】

- a) 子どもの最善の利益を擁護することへの方針が明示されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの最善の利益を擁護することへの方針が明示されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの最善の利益を擁護することへの方針が明示されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「子どもの人権について」が整備されており、職員会議やクラス会議時に理念の唱和を行うことで最善の利益について常に再認識を図っている。また会議ノートも全員で目視確認している。

●III-1-1-② 子どもとの不適切な関わりを防止するための取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 子どもとの不適切な関わりを防止するためのこども園としてのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもとの不適切な関わりを防止するためのこども園としてのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもとの不適切な関わりを防止するためのこども園としてのマニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「子どもの人権について」「虐待防止マニュアル」が整備されており、体罰、舐等の違いが明記されており、クラス会議・職員会議等で話し合っている。

●III-1-1-③ こども園内虐待等（拘束、暴言、暴力、無視、放置等）に備えた対応方法が定められている。

【判断基準】

- a) こども園内における虐待等についての防止マニュアルが整備されており、職員への共通認識を図る場が設けられている。
- b) こども園内における虐待等についての防止マニュアルが整備されているが、職員への共通認識を図る場が設けられていない。
- c) こども園内における虐待等についての防止マニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】「虐待防止マニュアル」が整備されており、日々の子どもの様子や保護者の様子、また職員の対応等記録を取り、全員で目視確認している。必要時には児童相談所・福祉事務所等に電話連絡をするなど、連携も図っている。

Ⅲ-1-(2) 子どもの自尊心に配慮している。

●Ⅲ-1-(2)-① 基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つけないよう配慮している。

【判断基準】

- a) 子どもの心を傷つける言動とは何かについてのこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの心を傷つける言動とは何かについてのこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの心を傷つける言動とは何かについてのこども園の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「子どもの自尊心について」が整備されており、その中で子どもの心を傷つける言動を示し、全職員に配布、クラス会議や以上児・未満児会議等で話し合い、記録を整備し全員目視確認している。

Ⅲ-1-(3) プライバシーに配慮したこども園運営を行っている。

●Ⅲ-1-(3)-① プライバシーの保護が適切に行われる体制ができている。

【判断基準】

- a) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】「プライバシーに配慮したこども園運営について」が整備されており、入園説明会時に保護者へ配布・説明し、実習生やボランティア等、第三者に子どもの情報を伝えることを周知の上理解していただき、それに関する同意書を提出してもらう対応を実施している。

Ⅲ-1-(4) 苦情解決ができる体制が適切である。

●Ⅲ-1-(4)-① 保護者からの苦情解決についての運用体制ができている。

【判断基準】

- a) 苦情解決の運用についてのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 苦情解決の運用についてのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 苦情解決の運用についてのマニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】 苦情解決責任者：園長、苦情解決担当者：主幹保育教諭が担い、また「苦情解決の体制について」を入園説明会時に配布・説明している。苦情申出窓口の設置、第三者委員を示し、苦情受け付け体制があることを周知している。受けた苦情等については担任をはじめ、全職員に職員会議等で伝え、記録を整備し、目視確認も実施している。

Ⅲ-2 養護に関わるねらい及び内容

Ⅲ-2-(1) 『生命の保持』に関する援助が適切である。

●Ⅲ-2-(1)-① 『生命の保持』に関する援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 『生命の保持』に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 『生命の保持』に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 『生命の保持』に関する援助の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】 マニュアル「生命の保持に関する援助について」が整備されており、全職員に配布されている。また園の方針「いつもあかるく いきいきした こども」も明確化されている。子どもの発達段階に応じた教育・保育内容も明記され、年間・月間指導計画を立てるためのリーダー会議・クラス会議で共通認識を図り、支援に繋げている。

Ⅲ-2-(2) 『情緒の安定』に関する援助が適切である。

●Ⅲ-2-(2)-① 子どもの『情緒の安定』を図るための援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 子どもの『情緒の安定』を図ることにに関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの『情緒の安定』を図ることにに関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの『情緒の安定』を図ることにに関する援助の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「情緒の安定に関する援助について」が整備されており、全職員に配布されている。子どもの年齢ごとに年間・月間の指導計画を立て、リーダー会議・クラス会議で話し合うことで共通認識を図り、その会議録も全員で共有し、評価・反省を行っている。

Ⅲ-2-(3) 子どもが心地よく過ごすことのできる生活環境に配慮している。

●Ⅲ-2-(3)-① 子どもが心地よく落ち着いて生活できるような環境づくりの取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 子どもが心地よく過ごすことのできる保育の環境づくりについての方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもが心地よく過ごすことのできる保育の環境づくりについての方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもが心地よく過ごすことのできる保育の環境づくりについての方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「子どもが心地よく過ごすことのできる生活環境について」「生活環境について」「睡眠」等が整備されており、その中に環境・対応法（BGMをかける、カーテンを閉める、室温・湿度調節など）が細かく記載されており、それに従い対応を実施する体制が整えられている。月間プログラムである月案にも反映しており、必要時には申し送り成され、対応変更するものは、職員会議等で話し合うことで共通認識を図っており、その会議録も整備され、全員で把握している。

Ⅲ-2-(4) 食事の援助が適切である。

●Ⅲ-2-(4)-① 職員間の連携を図り、給食内容の向上などに努めている。

【判断基準】

- a) 給食に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 給食に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 給食に関する援助の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】乳児・園児ごとの「食事」マニュアルが整備されており、定期的には給食会議を行い、季節・行事に応じた食事の提供している他、アレルギー児には保護者との話し合いを行い、その内容を食事に反映させている。また食育計画や離乳食の提供等についてもクラス会議など、会議の中で共通認識を図っており、記録も整備され、全員で内容の確認もしている。

●Ⅲ-2-(4)-② 子ども一人ひとりの状況に応じた食事に配慮している。**【判断基準】**

- a) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方についてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方についてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方についてこども園の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】「食事」マニュアルが整備されており、子どもの年齢・月齢に合わせた食事内容、幼児食への移行等について給食会議で共通認識を図り、会議録を整備し周知を図っている。アレルギーについては保護者面談を実施の上、偏食等も合わせて会議の中で話し合い対応するようにしている。配膳トレーに札を付けて各人に確実に配膳できるよう対応し、台布巾・タオル等も別のものを使用している。

Ⅲ-2-(5) 排泄の援助が適切である。**●Ⅲ-2-(5)-① 子どもに対する排泄の援助が適切に行われている。****【判断基準】**

- a) 排泄の援助についてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 排泄の援助についてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 排泄の援助についてこども園の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】布・紙おむつの対応法、トイレトレーニング、環境の在り方等を示した「排泄」マニュアルが整備され、全職員へ配布されている。排泄に関する支援の実施内容を保護者に伝えている。環境整備内容や保護者との話し合いを踏まえ、クラス会議等で共通認識を図っている。

Ⅲ-2-(6) 子どもの睡眠に関する援助が適切に行われている。

●Ⅲ-2-(6)-① 子どもの睡眠に関する環境づくりに配慮している。

【判断基準】

- a) 睡眠に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 睡眠に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 睡眠に関する援助の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】「睡眠」マニュアルが整備されており、対応については未満児・以上児ごとに支援内容が示され、眠らない子への対応も示されており、個々人の生活のリズムに合わせて支援実施している。環境面についても寝具・室内を清潔に保ち、室内温度・湿度も適時対応するため、エアコンや加湿器等、ハード面も都度使用している。また「安全管理」マニュアル内で、環境づくり、対応法、個々人への対応の他、SIDSへの対応法・5分間ブレスチェックについても周知を図り、実施している。実施内容等についてはクラス会議等で支援内容について共通認識を図っている。

Ⅲ-3 教育に関わるねらい及び内容

Ⅲ-3-(1) 子どもの『健康』に関する援助が適切である。

●Ⅲ-3-(1)-① 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ための援助が適切である。

【判断基準】

- a) 健康に関する援助についての方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 健康に関する援助についての方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 健康に関する援助についての方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「子どもの健康に関する援助について」が整備されており、保護者への周知も、エントランスに掲示し周知を図っている。入園時に健康調査表への記入をしてもらい、家庭における健康に関する情報を収集し、年間・月間の指導計画に反映させ、また必要に応じてクラス会議で話し合うことで周知・共通認識を図っている。またこども個々人の伝達事項等は連絡票を活用しており、その記述方法もマニュアルで示してある。

Ⅲ-3-(2) 『人間関係』に関する援助が適切である。

●Ⅲ-3-(2)-① 『自立心を育て、人と関わる力を養う』ための援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 人間関係に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 人間関係に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 人間関係に関する援助の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】 マニュアル「人間関係に関する援助について」が整備されており、この内容に関する内外で実施される研修に職員を出席させ、研修報告書の提出・閲覧で、支援の向上に繋げている。年間・月間の指導計画内に、各年齢における人間関係に関しては印を付け、支援上の認識の度合いが高められるようにも対応している。必要に応じクラス会議・リーダー会議で共通認識を図っている。

Ⅲ-3-(3) 『環境』に関する援助が適切に行われている。

●Ⅲ-3-(3)-① 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わる』ことができるような援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 環境に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 環境に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 環境に関する援助の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】 マニュアル「乳児保育のための環境について」「環境に関する援助について」が整備されており、家庭調査票を元にアセスメントシート記入、クラス会議で共通認識を図っている。子どもが興味関心を持てるような環境作りをクラス会議等で話し合い、指導計画にも示している。環境の係を置き、その職員を中心に自然に触れ合えるような環境（昆虫を2階ウッドデッキに放す等）を整備している。

Ⅲ-3-(4) 『言葉』に関する援助が適切に行われている。

●Ⅲ-3-(4)-① 『言葉』に関する援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 『言葉』に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 『言葉』に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 『言葉』に関する援助の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】 マニュアル「言葉に関する援助について」が整備されており、子どもの各年齢に応じた表現や、子ども個々人なりの表現を尊重している。年間・月間の指導計画にも反映させている。

Ⅲ-3-(5) 『表現』に関する援助が適切である。

●Ⅲ-3-(5)-① 『表現』に関する援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 『表現』に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 『表現』に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 『表現』に関する援助の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】 マニュアル「表現に関する援助について」が整備されており、子どもが日々感じたことを絵に描くことを実施している。体で表現したり、共同製作するなど楽しめる活動を取り入れ、園内での造形展や外部へ出展を実施したり、言葉を活用した活動やリズム等も実施している。実施内容等をクラス会議等で話し合い、指導計画にも反映させている。

Ⅲ-4 保育の実施上の配慮事項

Ⅲ-4-(1) 子ども一人ひとりの状況や意向を尊重している。

●Ⅲ-4-(1)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するためのこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するためのこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するためのこども園の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】 法人の理念「子どもへの理解を深め受容する」の具現化を図るため、子ども一人一人が安心して活動できるよう計画を立て支援実践し、またチャレンジ出来るような環境作りも行い、必要に応じてクラス会議等で話し合っている。

●Ⅲ-4-(1)-② 子どもの主体性を育てるための配慮を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの主体性を育てるための支援のあり方についてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの主体性を育てるための支援のあり方についてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの主体性を育てるための支援のあり方についてこども園の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】 マニュアル「子どもの主体性を育てるための配慮について」が整備されており、子どもの視点を職員が持ち、支援実践していく事で子どもの好奇心を大切にし、自由に表現できる力を養えるよう、各年齢の活動内容等をクラス会議等を通して話し合っている。

Ⅲ-4-(2) 子どもの社会性を育てるための援助が適切である。

●Ⅲ-4-(2)-① 子どもの社会性を育てるための配慮を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの社会性を育てるための支援のあり方についてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの社会性を育てるための支援のあり方についてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの社会性を育てるための支援のあり方についてこども園の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「子どもの社会性について」が整備されている。協調性・ルールが自然に身に付くよう、日々の支援の中で実施し、必要に応じてクラス会議等で話し合いも実施している。

Ⅲ-4-(3) 性差への配慮をしている。

●Ⅲ-4-(3)-① 性差の先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような援助を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもに対して性差に基づいた不適切な関わりを防止するためのこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもに対して性差に基づいた不適切な関わりを防止するためのこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもに対して性差に基づいた不適切な関わりを防止するためのこども園の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「性差への配慮について」が整備されており、男女の区別を付けずに子どもの意思を尊重し、支援実践に活かし、必要に応じてクラス会議等で話し合っている。

Ⅲ-4-(4) 国籍や文化の違いに対する配慮をしている。

●Ⅲ-4-(4)-① 国籍や文化の違いに配慮した援助を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する支援のあり方についてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する支援のあり方についてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する支援のあり方についてこども園の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「国籍や文化の違いに対する配慮について」が整備されている。職員が国籍・文化の違いを認識し、子どもの理解を深めることや、その子に合わせた支援がどのようなものなのかをクラス会議等を通し、共通認識を図り、必要に応じて対応を図っている。

Ⅲ-4-(5) 乳児保育の実施が適切である。

●Ⅲ-4-(5)-① 乳児保育のための環境が整備されている。

【判断基準】

- a) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルを整備し、関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルは整備されているが、関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「乳児保育のための環境について」が整備されている。一人一人の子どもに合わせた環境作りを考え、健康・安全を確保し、愛着関係を育めるよう保護者との日頃からの連絡のやり取りを密に行い、記録にも残し、職員間で情報共有を図っている。

●Ⅲ-4-(5)-② 乳児保育のための個別援助計画が適切に作成されている。

【判断基準】

- a) 乳児一人ひとりに対する個別援助計画の策定マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 乳児一人ひとりに対する個別援助計画の策定マニュアルが整備されているが、関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 乳児一人ひとりに対する個別援助計画の策定マニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「乳児保育のための個人指導計画の作成について」を整備している。児童票の作成も含め、必要に応じ保護者との面談を行い、クラス会議等で話し合うことを通して、職員間の共通認識を図っている。

Ⅲ-5 障害のある子どもの保育

Ⅲ-5-(1) 障害のある子どもの保育の実施が適切である。

●Ⅲ-5-(1)-① 障害のある子どもの保育のための個別援助計画が適切に策定されている。

【判断基準】

- a) 障害等、特別な援助・支援を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画の策定マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 障害等、特別な援助・支援を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画の策定マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 障害等、特別な援助・支援を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画の策定マニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「障がいのある子どもの教育・保育について」が整備されている。一人一人の障害の状態を把握し、適切な環境下で成長できるよう指導計画を立てている。外部専門医、保健師、特別支援学校との連携を図り、また外部研修を受け、クラス会議等で情報の共有を図っている。

●Ⅲ-5-(1)-② 専門機関・関係機関と連携した個別支援計画が適切に策定されている。 (新設)

【判断基準】

- a) 個別援助計画の策定にあたって、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う専門機関・関係機関との連携に関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 個別援助計画の策定にあたって、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う専門機関・関係機関との連携に関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 個別援助計画の策定にあたって、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う専門機関・関係機関との連携に関するマニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】 マニュアル「障がいのある子どもの教育・保育について」が整備されている。特別支援学校教員に来園、園児の様子をみてもらい助言に沿った指導を実施している。保健師との情報共有を図り、指導に繋げている。必要な情報はクラス会議等で共通認識も図っている。

IV 教育・保育の計画及び評価

IV-1 教育・保育課程及び指導計画の管理体制

IV-1-1 (1) 教育・保育課程及び指導計画に関する責任体制が明確である。

●IV-1-1-1-① 教育・保育課程及び指導計画の作成、実施において責任者が定められている。

【判断基準】

- a) 教育・保育課程及び指導計画の策定に関する責任体制の考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 教育・保育課程及び指導計画の策定に関する責任体制の考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 教育・保育課程及び指導計画の策定に関する責任体制の考え方が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「教育・保育課程及び指導計画の管理体制について」が整備されている。職務分掌表にも指導計画管理体制を記載し、担当者が責任者となり、期日を定めた上でシステム入力、主幹保育教諭・園長が最終確認を実施している。

●IV-1-1-2-② 教育・保育課程及び指導計画の作成・変更に対応する体制が整備されている。

【判断基準】

- a) 教育・保育課程及び指導計画の作成及び変更に関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 教育・保育課程及び指導計画の作成及び変更に関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 教育・保育課程及び指導計画の作成及び変更に関するマニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「教育・保育課程及び指導計画の策定」が整備されている。担当者の責任の下、主幹保育教諭・園長が内容確認後、職員会議で情報の周知を図る他、変更や見直しも実施する体制を整えている。

IV-2 教育・保育課程及び指導計画の策定

IV-2-1 (1) 子ども一人ひとりの実態に即した指導計画が策定されている。

●IV-2-1-1-① 子どもの情報（事実）を把握している。

【判断基準】

- a) 家庭調査票等の様式が整備され、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 家庭調査票等の様式が整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 家庭調査票等の様式が整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】家庭調査票が整備されている。保護者に記入をしてもらい、園児一人一人の家庭環境等を把握した上で、指導計画を作成・データ管理し、職員がいつでも確認できるようにしている。

●IV-2-(1)-② 子どもの個別性に配慮した指導計画となっている。

【判断基準】

- a) 3歳以上の子どもの指導計画に個別性を配慮する考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 3歳以上の子どもの指導計画に個別性を配慮する意義や方法についての考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 3歳以上の子どもの指導計画に個別性を配慮する意義や方法についての考え方が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】 全園児の個別性に配慮した指導計画を作成し、月毎に評価を行っている。翌月の計画に繋げていくよう、リーダー会議・クラス会議等で話し合い、共通認識を図っている。

IV-3 教育・保育の実施

IV-3-1 (1) 教育・保育の実施にあたり、記録化と話し合いが適切に行われている。

●IV-3-(1)-① 教育・保育の実施に関わる記録が整備されている。

【判断基準】

- a) 教育・保育の実施記録のあり方についてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 教育・保育の実施記録のあり方についてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 教育・保育の実施記録のあり方についてこども園の方針が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】 マニュアル「教育・保育の実施について」が整備されており、その中に職員会議、クラス会議、リーダー会議等の位置づけ、記録に関する情報等の説明が成されており、共通認識を図っている。

●IV-3-(1)-② 会議内容について職員の共通認識を図る体制が整備されている。

【判断基準】

- a) 会議の持ち方・あり方についてのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 会議の持ち方・あり方についてのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 会議の持ち方・あり方についてのマニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】 マニュアル「教育・保育の実施について」の中で各会議の在り方、記録・会議録の回覧・取扱い等に配慮した実施方法が示され、共通認識を図っている。

IV-3-(2) 教育・保育の実施にあたり各種マニュアルの見直しが行われている。

●IV-3-(2)-① 教育・保育の実施にあたり、各種マニュアル類（明文化された方針等を含む）は検証・見直しがされている。

【判断基準】

- a) マニュアル類のあり方についての基本的な考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) マニュアル類のあり方についての基本的な考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) マニュアル類のあり方についての基本的な考え方が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「教育・保育の実施について」が整備されており、その中で“各種マニュアルについて”の項目があり、マニュアルの位置づけ、内容等の説明や年1回内容の確認・見直しを行うこと等が明文化され、全員に配布の上、共通認識を図っている。

IV-4 教育・保育課程及び指導計画の評価・変更

IV-4-(1) 保育の内容を評価し、その結果により、教育・保育課程及び指導計画を見直している。

●IV-4-(1)-① 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を見直している。

【判断基準】

- a) 教育・保育課程及び指導計画策定マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 教育・保育課程及び指導計画策定マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 教育・保育課程及び指導計画策定マニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「教育・保育課程及び指導計画策定」「教育・保育課程及び指導計画の管理体制について」が整備されており、指導計画の作成に繋げている。月間年間、一人一人の指導計画の評価を行い、計画書に記載された中で実施できたことはピンク、実施できなかったことはブルーの色ペンで囲う等の視覚化を図り、次期にはブルーとなった箇所を重視した指導計画となるよう反映させる等の工夫も図っている。

IV-5 教育・保育の内容等の自己評価

IV-5-1 (1) 教育・保育の内容等の自己評価が適切に行われている。

●IV-5-1-1 教育・保育内容の自己評価の体制が整備されている。

【判断基準】

- a) 教育・保育内容の自己評価マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 教育・保育内容の自己評価マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 教育・保育内容の自己評価マニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】 マニュアル「教育・保育の内容等の自己評価について」が整備されている。子ども一人一人の支援方法の見直し、評価を基に、次の支援に繋がるよう記録物に関しては重要点等にマーカーで色を付け、全職員に内容が伝わるよう視覚化を図っている。

V 健康及び安全

V-1 健康管理

V-1-1 (1) 健康管理が適切に行われている。

●V-1-1-1-① 子どもの健康管理に関する『保健計画』が適切である。

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理に関する『保健計画』の策定マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの健康管理に関する『保健計画』の策定マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの健康管理に関する『保健計画』の策定マニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】園の方針“健康な心と身体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う”に向けた保健計画の作成・実施している。マニュアル「子どもの発達過程と教育・保育の視点」が整備され、年間保健計画に基づき、他機関との連携も図った上でシート作成を図っている。

●V-1-1-1-② アレルギー疾患をもつ子どもに対しては、適切な対応を行っている。

【判断基準】

- a) アレルギーをもつ子どもへの対応マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) アレルギーをもつ子どもへの対応マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) アレルギーをもつ子どもへの対応マニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】毎年度、主治医よりアレルギー検査結果票、指示書を提出してもらい、それを基に給食担当、主幹・副主幹保育教諭・担任で話し合い、支援に繋げている。マニュアル「食事」「アレルギー一児対応マニュアル」が整備され、全職員に周知し、クラス会議・職員会議等で共通認識も図っている。

V-1-(2) 与薬の体制が適切である。

●V-1-(2)-① 与薬が適切に行われるような体制になっている。

【判断基準】

- a) 与薬マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 与薬マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 与薬マニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「安全管理マニュアル」内の“与薬システム”に薬を飲ませる対応法等が示されており、それに従い実施している。保護者に連絡票を渡し、薬の種類・内容等を記してもらい、与薬後には薬を飲ませたことも記し、与薬の確実性を伝えている。マニュアルに最大で5日連続の与薬対応としてあり、それ以上の与薬となる場合には、再度連絡票の提出を求めている。

V-2 安全管理

V-2-(1) 事故防止・防犯のための取り組みを行っている。

●V-2-(1)-① 事故防止のための体制が適切である。

【判断基準】

- a) 事故防止マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 事故防止マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 事故防止マニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「安全管理マニュアル」が整備されており、事故発生時の対応方法等が周知されている。クラス会議、職員会議時にも話し合い、共通認識を図っている。

●V-2-(1)-② 防犯のための体制が適切である。

【判断基準】

- a) 防犯マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 防犯マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 防犯マニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「安全管理マニュアル」が整備されており、その中に“防犯のための取り組み”が示され周知が図られている。また「不審者侵入対策マニュアル」も整備されており、これらを基に、年1回防犯訓練を実施し、警察等関係機関からの助言・指導を受け、記録を取り、その内容を全職員で目を通すことで周知を図っている。

●V-2-(1)-③ 災害に適切に対応できるマニュアルがあり、職員の共通認識が図られている。

【判断基準】

- a) 防災マニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 防災マニュアルを整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 防災マニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「火災・地震マニュアル」が整備され、担当者を置き、必要に応じて会議を行い、備蓄品の在庫確認や点検を実施している。また台風・洪水・火災・地震等を想定した訓練を毎月実施し、その記録も取り、それを全職員で確認することを通して共通認識を図っている。

V-3 衛生管理・感染症対策

V-3-(1) 衛生管理ならびに感染症対策が適切に行われている。

●V-3-(1)-① 衛生管理マニュアルを整備し、職員の共通認識が図られている。

【判断基準】

- a) 衛生管理マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 衛生管理マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 衛生管理マニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「衛生管理マニュアル」が整備されており、園児に手洗いの徹底を図る、施設内の清掃、検食を行い後の献立に役立てる等の実施をしており、給食会議において必要事項を検討し、記録を全員で閲覧することで周知を図っている。

●V-3-(1)-② 感染症への対応は適切である。

【判断基準】

- a) 感染症マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 感染症マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 感染症マニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「感染症マニュアル」が整備されており、感染症情報をエントランスに掲示して保護者にも注意をしてもらうよう啓発し、職員・保護者で共通認識を図っている。

●V-3-(1)-③ 食中毒等への対応は適切である。

【判断基準】

- a) 食中毒対応マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 食中毒対応マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 食中毒対応マニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】「食中毒マニュアル」が整備されており、園の給食における衛生管理の徹底を図っている。またマニュアル内に“排泄物処理”に関する内容も示し、適切な処理方法に関する情報を全職員で共有し、その実施を図っている。

V-4 食育

V-4-(1) 食育が適切に行われている。

●V-4-(1)-① 食育に関する計画が適切である。

【判断基準】

- a) 『食育の計画』についての考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 『食育の計画』についての考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 『食育の計画』についての考え方が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】食育基本法をベースとしたマニュアル「食育について」が整備されている。年度末に職員で年間のクッキング計画（月1回のクッキング保育、園の畑を活用した野菜栽培・収穫、行事食の実施など）を立て、年間指導計画、月間計画、個人計画にもその内容を取り入れ、実施後の評価をクラス会議や職員会議で行い、内容の検証を実施し、共通認識を図っている。

●V-4-(1)-② 食事を楽しくおいしく食べるための工夫をしている。

【判断基準】

- a) 給食を「楽しくおいしく食べる」とは何かの考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 給食を「楽しくおいしく食べる」とは何かの考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 給食を「楽しくおいしく食べる」とは何かの考え方が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】食育基本法を根拠に“食事を楽しくおいしく食べるための工夫”が実施できるようマニュアル「食育について」が整備されている。給食室（厨房）と直結したランチルームを整備しており、より適温な食材を提供できる環境となっており、また栄養士・調理員と園児との関わりの場面にもなっており、食事を通じた支援実践が工夫されている。

VI 保護者に対する支援

VI-1 保護者への子育て支援・保護者との協力

VI-1-1 (1) 保護者との協力関係が適切に図られている。

●VI-1-1-1-① 保護者との協力体制が適切である。

【判断基準】

- a) 保護者との協力体制に関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保護者との協力体制に関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保護者との協力体制に関するマニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】「教育・保育理念」「こども園の理念、方針等」に保護者との協力体制に関する内容が示されている。保護者との相互理解を図るために笑顔で接し、信頼関係を築くことができるよう実践している。コミュニケーションを大切にし、日々の保護者との関わりにおける情報等はクラス会議等で共通認識を図っている。

VI-2 子育て支援(相談対応)

VI-2-1 (1) 保護者の育児支援を行っている。

●VI-2-1-1-① 保護者からの子育てに関する多様な相談に対応する体制が適切である。

【判断基準】

- a) 保護者からの相談に対応するためのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保護者からの相談に対応するためのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保護者からの相談に対応するためのマニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「子育て支援（相談対応）について」が整備されており、相談対応体制・対応方法が示され、保護者からの相談は主幹保育教諭が対応し、内容を記録して全職員が目を通すことで共通認識・連携を図っている。

VI-2-(2) 地域の子育て支援を行っている。

●VI-2-(2)-① 地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 地域の子育て支援のためのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場を設けられている。
- b) 地域の子育て支援のためのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場を設けられていない。
- c) 地域の子育て支援のためのマニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】火・水・木曜日を主として、地域の子育て支援として園庭を開放し、また子育てに関する相談・情報提供を実施している。地域住民に園の行事に関する情報を発信し、園に招くことで交流を図っている。

VI-2-(3) 虐待を受けていると疑われる子どもへの対応を行っている。

●VI-2-(3)-① 虐待を受けていると疑われる子どもに対して、的確かつ早期に対応できる体制になっている。

【判断基準】

- a) 虐待が疑われる子どもへの対応マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 虐待が疑われる子どもとへの対応マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 虐待が疑われる子どもへの対応マニュアルが整備されていない。

評価結果 A

【特記事項】マニュアル「虐待防止マニュアル」が整備されており、チェックリストを整備し、虐待が疑われる子ども、また保護者への対応方法、園内における対応方法に従い、虐待の早期発見に繋げている。児童相談所等行政機関、医療機関、社会福祉協議会等他機関との連携も図っている。

VII 職員の資質向上

VII-1 施設長の責務

VII-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。

●VII-1-1-① 専門職としての施設長の責務が明示され、説明されている。

【判断基準】

- a) 専門職としての施設長の責務が明文化されており、職員への共通認識を図る場が設けられている。
- b) 専門職としての施設長の責務が明文化されているが、職員への共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 専門職としての施設長の責務が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】「事業計画」内の“体制及び責任”に職務分掌表で施設長の責務が示されている。年度当初に職務内容等を説明し、周知を図っている。

VII-1-1 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

●VII-1-1-② 施設長はその専門性等を高め、職員が意欲的に取り組めるような組織作りをしている。

【判断基準】

- a) 施設長のリーダーシップとは何かについての考え方が明示されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 施設長のリーダーシップとは何かについての考え方が明示されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 施設長のリーダーシップとは何かについての考え方が明示されていない。

評価結果 A

【特記事項】職務分掌表で施設長の責務、リーダーシップ等に関する内容が示されている。マニュアル「人事管理について」が整備されており、期待される職員像を示し、全職員が働きやすい環境を作っている。

VII-2 職員の研修等

VII-2-1 (1) 職員の研修体制が確立している。

●VII-2-(1)-① 職員の資質向上に関する目標を設定している。

【判断基準】

- a) 職員に対する研修の意義が明文化されており、職員に共通認識を図る場が設けられている。
- b) 職員に対する研修の意義が明文化されているが、職員に共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 職員に対する研修の意義が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】 マニュアル「人事管理について」「事業計画」「経営状況の把握」等に研修の位置づけ、目的が示されている。年度初めに職員個々人のスキルアップを図るための研修希望を書類で提出してもらい、参加の調整等を実施している。

●VII-2-(1)-② 職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。

【判断基準】

- a) 職員の研修参加に対する考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている
- b) 職員の研修参加に対する考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない
- c) 職員の研修参加に対する考え方が明文化されていない。

評価結果 A

【特記事項】 マニュアル「人事管理について」が整備されており、年1回研修目標を提出してもらい、可能な研修への参加とその報告書を提出してもらうことで、研修内容の共通認識を図っている。職員個々人のスキルアップを図るための研修情報を回覧し、個々人が積極的に参加できる環境が図られている。